

職務専念義務違反に関する件

<p>通報内容</p>	<p>A職員が業務時間のほとんどをインターネットで職務に関係しないネットニュース等を閲覧しており、職務専念義務を怠っている。</p>
<p>委員の対応・ 不対応の判断 及びその理由</p>	<p>1 A職員のインターネット閲覧について 所属調査報告書によると、A職員は、ヒヤリングにおいて、「最近（業務と無関係なウェブサイトやシステム画面を）毎日見てしまっていた。」、「（業務時間中に）ウェブサイトについては、ヤフーニュースを見た。ニュースの内容は業務とは関係無いものも見ている。」、「広聴のシステムは、業務と直結する部分以外も幅広く閲覧した。」、「業務が落ち着いた令和2年12月は、一日当たり延べ1時間以上見たかもしれない。日によって頻度や時間はバラつきがある。」などと、業務時間中における業務と関係のないウェブサイトないしシステム（以下「ウェブサイト等」という。）を頻繁に閲覧していることを自認している。 ところで、職員による業務時間中における業務と関係のないウェブサイト等の閲覧は、地方公務員法第35条の「職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。」とする規定に反する行為であり、職務専念義務違反に当たるのみならず、横浜市情報セキュリティ管理要綱第3条第3項の「職員は、業務以外の目的で・・・ウェブの閲覧等、インターネットへのアクセスを行ってはならない。」とする規定にも反する行為である。 A職員は、担当業務が閑散となったときに、業務の谷間であったため業務と関係のないウェブサイト等を閲覧してしまったなどと弁解するようであるが、横浜市の職員であるという意識や職務専念義務に対する認識が低いと指摘せざるを得ない。 A職員は、今回のことをしっかりと反省し、改善すべきである。</p> <p>2 上司の対応について 所属調査報告書によると、C係長は、A職員がニュースサイトを見ているときがあることは前から把握し、さらに、令和2年12月にD職員から、A職員が業務外のウェブサイト等を閲覧していて気になる、モチベーションが落ちる旨を聞き及んでおきながら、A職員に対し聴取を行うなどして事実関係を適切に把握しようとはせず、A職員に対する指導のみならず、課長への報告もしなかったというのであるから、C係長も、A職員と同様に職務専念義務に対する認識が甘かったものとして、その監督責任を怠ったものとの誹りを免れない。 また、B課長もA職員の執務状況を把握して然るべきであるにもかかわらず、同人が業務と関係のないウェブサイト等を閲覧している事実を把握していなかったというのであるから、やはり監督責任を怠ったものとの誹りを免れない。 このような職員の不適切な行為については、所属の課長や係長が適時にしっかりと指導することで、改善や防止を図り、適切な職場運営に努めてほしい。</p> <p>3 まとめ 以上のとおり、A職員の行為は職務専念義務違反に当たり、これを適切に指導しなかった上司にも問題があったといわざるを得ない。 本件通報を受けて、所属では、A職員に対して上司が指導を行うとともに、B課長、C係長に本件通報に係る対応について、指導を行ったとのことである。 また、所属コンプライアンス責任者は、業務時間中の業務と関係のないウェブサイトの閲覧行為という職務専念義務違反が局内であったことをしっかりと受け止め、局コンプライアンス推進委員会を通じて事例を共有し、局全体として再発防止に努めるとしている。 所属においては、今回の事案の問題点を認識し、適切な対応を進めていると判断できることから、それらの取組を適切に進めていくことを要望し、本委員会としての対応を終了する。</p>
<p>本市の対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・所属課長・係長に対して、今回の対応の不備について指導し、今後も引き続き対応後の状況を確認する。 ・所属上司は、A職員に対して、今後業務時間中にウェブサイトの閲覧等を行わないよう指導するとともに、職務専念義務違反がないか今後も適切に確認していく。

- | | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none">・ 担当係長は、相談をした職員に対して、A職員の行動を確認した上で指導を行ったことを伝える。・ 局コンプライアンス推進委員会を通じて事例を共有し、局全体として再発防止に努める。 |
|--|---|